利用規約

最終更新日:2025年9月18日

ヨガスタジオ CITTA (以下、本スタジオといいます) のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改 廃等の決定手続きを含む)は株式会社 CITTA が行います。

第2条

本スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なスタジオライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名 以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
- 3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
- 4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- 5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

- 6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。(月会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第7条

会員は、各月の10日までに予約サイトにて変更手続きをすることにより、翌月から会員 類を変更することができます。10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

第8条

会員は、各月の10日までに予約サイトにて手続きを行った場合、その月末限りで退会す ことができます。10日を過ぎた場合は、翌月末日扱いになります。 なお、本スタジオが 退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第9条

本スタジオは、原則として祝日は休業とします。また、その季節休業のほか、 諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお 休業に関してのお知らせは原則として1カ月前に予約サイトに表示します。

第10条

本スタジオは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することできます。

- 1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障あるとき。
- 2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条

1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。

- 2.本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、 本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ 内外でのトラブルについても同様とします。
- 3.会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものと します。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対す る指導行為を行ってはならないものとします。

第12条

本スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、 社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

第13条 チケットの取扱いおよび予約等

- 1.有効期限を過ぎたチケットについては、いかなる場合においても使用できないものとします。ただし、天災その他やむを得ない事情により本スタジオが特別に認めた場合は、この限りではありません。
- 2.本スタジオは完全予約制とし、レッスンの受講には前日 23 時 59 分までに予約手続きを 行う必要があります。

予約のキャンセルは、レッスン開始の 2 時間前までに、予約サイトにてキャンセル手続きを行うか、本スタジオに連絡するものとします。期限を過ぎたキャンセルまたは無断欠席については、チケット 1 回分が消化されるものとします。

月謝制フリーパスをご利用のお客様が、事前連絡なく無断キャンセルされた場合には、回数券1回分(2750円相当)の費用を別途請求致します。(2025年6月4日追加)

- 3.レッスン受講の際には、現地で購入されたチケットをお持ちの方は必ず当該チケットを 持参するものとします。
- 4.チケットの利用は、購入者本人に限られ、他人への譲渡・貸与はできないものとします。
- 5.怪我や疾病等、身体に不調のある場合は、レッスン受講前に必ず担当インストラクターに申告し、相談するものとします。レッスン受講の可否は会員自身の判断および責任によるものとし、レッスン中に発生した怪我等については、本クラブは責任を負わないものとします。

怪我・病気などにより、やむを得ずレッスン継続が困難となった場合、基本的に返金処理は致しかねます。(2025年9月18日 追加)

6.自家用車で来館される場合は、「守山市中心市街地交流駐車場」の利用を推奨します。当該駐車場を利用し、かつ申し出があった場合に限り、1時間分の無料駐車券をお渡しします。なお、当該駐車場が満車である等の理由により他のコインパーキングを利用された場合は、割引等の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

第14条

本規約は2025年6月1日より施行します。規約は予告なく変更することがあります。